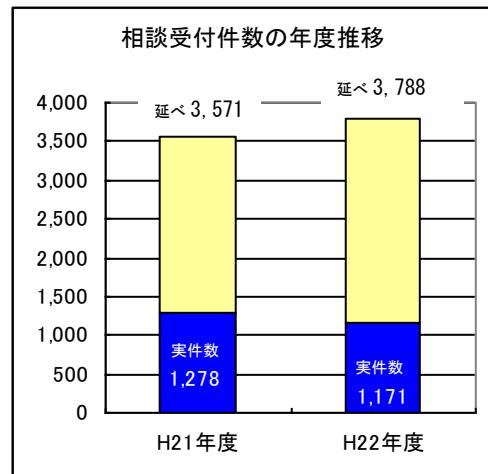


平成 22 年度 子どもの権利救済機関 相談状況等の概要

1 相談状況

実件数 1,171 件、延べ件数は 3,788 件であった。

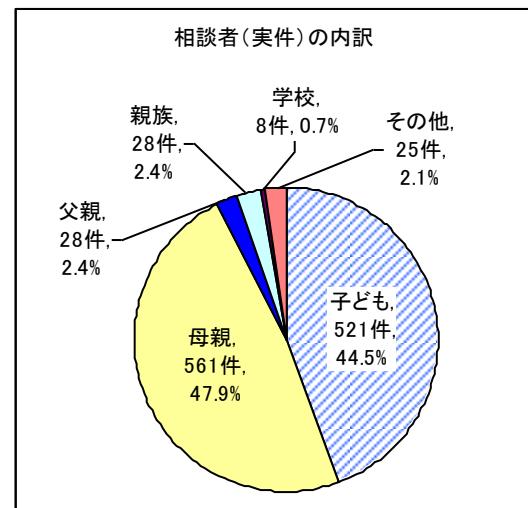
前年度と比べると、実件数で 8.4% 減（前年度 1,278 件）、延べ件数で 6.1% 増（前年度 3,571 件）であり、総体的には、ほぼ前年度並みの件数が寄せられた。



(1) 相談者

母親（561 件）と子ども（521 件）からの相談が大半であり、両者を合わせると実件数の 92.4% を占める。

延べ件数でみた場合には、子どもが全体の 61.1%（2,331 件）を占めるが、これは子どもからの相談の多くがメールによるものであり、回数を重ねることが多いためだと考えられる。

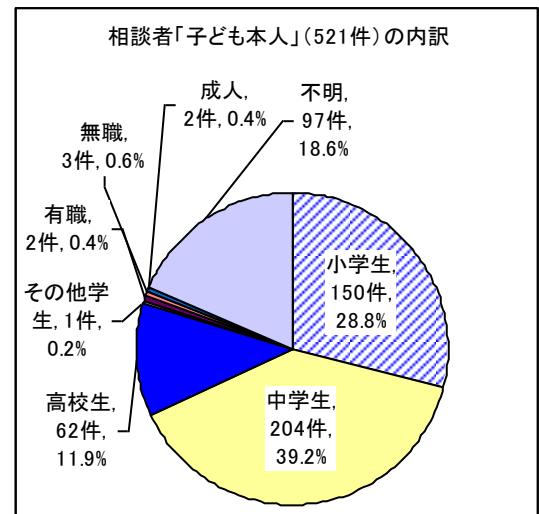


(2) 相談者「子ども本人」の内訳

相談してきた子どものうち、最も多いのは中学生（204 件 39.2%）、次いで小学生（150 件 28.8%）だった。

前年度は小学生からの相談が 189 件、中学生からの相談が 205 件だったため、小学生からは減少、中学生からはほぼ変わらなかつたといえる。

小学生からの初回相談 150 件の内訳をみると、電話相談が 85.3%（128 件）を占める。一方、中学生は携帯電話を所持している子どもが多いためか、初回相談 204 件のうち、E メール相談が 67.6%（138 件）を占める。



(3) 相談者と相談方法

延べ件数でみると、前年度と同様、子どもによる E メール相談が最も多く（1,691 件、44.3%）、次に母親による電話相談が多い（1,037 件、27.2%）。

なお、延べ件数全体のうち、特に“子ども本人”からの相談延べ件数は約 1.2 倍に増え（前年度 1,941 件→2,331 件）、メール相談だけでなく、とくに子ども本人による“電話相談”的延べ件数が約 1.4 倍に伸びた（前年度 406 件→582 件）。

(4) 相談対象者の内訳

相談の対象となった子どもの内訳をみると、小学生に関する相談が最も多く(456件、38.9%)、次いで中学生(409件、34.9%)、高校生(141件、12.0%)と続く。

(5) 相談内容

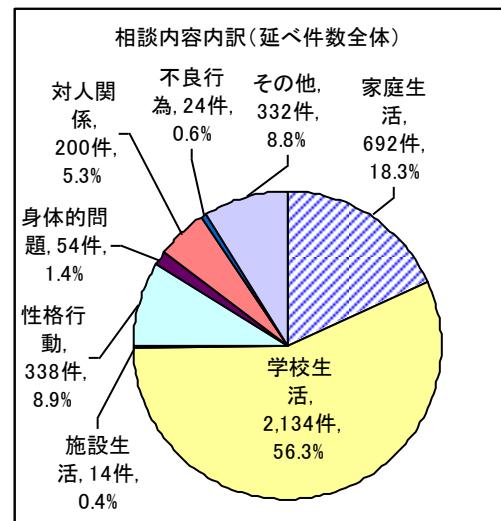
相談内容を「家庭生活」「学校生活」など8項目に分け、延べ件数全体^{※1)}で相談内容の内訳をみると、学校生活に関する相談が最も多く(2,134件、56.3%)、家庭生活(692件、18.3%)、性格行動(338件、8.9%)と続く。

これらをさらに33の細目に分類すると、子どもからの相談^{※2)}では、①友人関係(577件、24.8%)、②親子・兄弟関係(245件、10.5%)、③いじめ(156件、6.7%)の順に多く、大人からの相談^{※3)}では、①子どもと教師との関係(286件、19.6%)、②いじめ(127件、8.7%)、③不登校(121件、8.3%)の順に多い。

※1 延べ件数全体：3,788件

※2 子どもからの相談延べ件数：2,331件

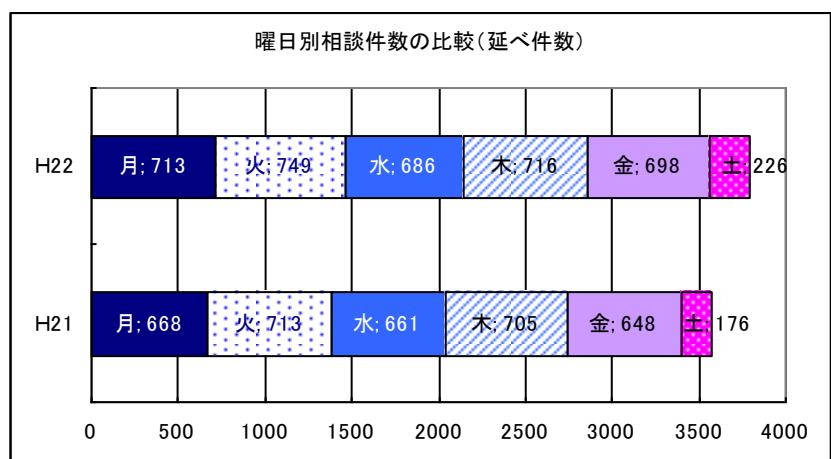
※3 大人からの相談延べ件数：1,457件



(6) 曜日と相談件数

相談件数をみると、平日は曜日による極端な変動はない。

土曜日は開設時間が短いため相談件数は多くはないが、前年度と比較すると、他の曜日の相談件数が前年度の約1.0～1.1倍であったのに対し、土曜日は約1.3倍と増えている。

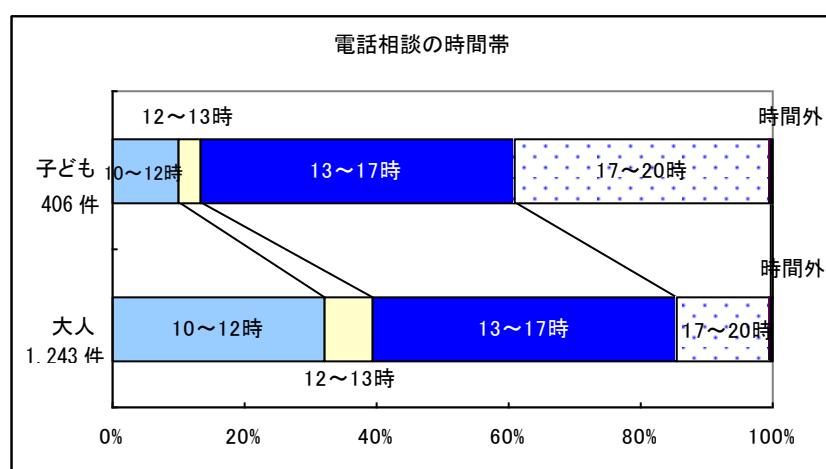


(7) 電話相談の時間帯

子ども・大人双方から電話相談が多い時間帯は、13～17時である。

次に多い時間帯としては、大人からは午前中、子どもは学校から帰ってきてから(17時以降)が多い。

相談時間を20時までとしていることは、特に子どもにとって有効だったといえる。



なお、相談件数として計上はしていないが、無言・いたずら電話が786件あった。

2 調整活動の状況

(1) 「調整活動」とは

子どもの最善の利益を図ることが、この救済機関の目的であるが、相談対応だけで問題の解決を図ることには限界がある。よりよい解決を目指すためには、当事者と関係者との間に公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整を行う必要性が生じることがある。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、これを「調整活動」と位置付けている。

「調整活動」は、主に調査員が担当して行っているが、関係機関への「事実確認」や児童相談所への「虐待通告」、問題解決のための「協力要請」や「話し合い」などさまざまな内容、程度を含んでいる。

(2) 「調整活動」の実施状況

「調整活動」は 42 件の案件において実施した。このうち半数が、学校を調整の相手方とする案件であった。「このような相談がありました…」と「情報提供」したり「事実確認」することで双方の気付きにつながり、問題解決に向かうケースが一定数ある。当機関が当事者間の話合いに立ち会った案件は 8 件あった。

相談項目別・調整先別「調整活動」件数

区分 相談項目	学 校			そ の 他			計
	小学校	中学校	高 校	市教委	児相 (※1)	その他 (※2)	
家庭生活 (養育・しつけ、虐待など)	1	1	1		10	4	17
学校生活 (いじめ、子どもと教師、不登校など)	9	8		1	1	4	23
施設生活 (施設内いじめ、施設職員との関係など)						1	1
対人関係 (校外活動における人間関係など)	1						1
その他 (問合せなど)							
合 計	11	9	1	1	11	9	42
	21			21			

※1：北海道の児童相談所を含む

※2：区保健福祉部など

3 救済の申立て状況

以上の相談、調整対応を行う中、子どもの権利救済の申立てを受理したのは学校における案件の 1 件で、すでに解決済みである。

なお、条例第 33 条第 2 項に規定する救済委員の自己発意の調査は実施していない。

また、勧告、意見表明、是正等の要請は行っていない。

4 運営全般として

22年度に寄せられた相談件数は総体的にほぼ前年度並みだったが、子どもによる“電話相談”的延べ件数が約1.4倍に伸びるなど、子どもたちとの“相談のやりとりの回数”は増える結果となつた。相談は回数が多ければよいというものでもないが、この傾向が、子どもたちの言葉を丁寧に紡ぎ出し、語りにじっくりと耳を傾けられたということのあらわれだとすれば、望ましい結果だといえる。

子ども専用の通話料無料電話、匿名のまま相談できるEメール、土曜日や夜間の受付については、それぞれの相談件数の多さからも、子どもたちが気兼ねなく安心して相談するための欠かせない仕組となっていることがうかがえるため、今後もこの体制を維持していきたいと考えている。

保護者、特に母親からの相談も多く、いずれの相談もその内容は多岐にわたっている。幅広く子どもや保護者の声に耳を傾けるという機能を一定程度果たしているものと考えているが、今後もより一層、子どもの気持ちに寄り添った相談機関として認知されるよう取り組んでいきたい。

相談機能と同様、“関係機関に働きかけて問題解決を図る”という救済機関のもう一つの機能についても、前年度に引き続き活動実績を積み重ねつつある。今後もさまざまな事案に応じて、その子どもにとって最も安心でき、最善の利益が図られる方策を関係者の理解を得ながら見出し、権利救済の実行性を確保していく必要があると考えている。